

宿泊客災害時対応指針の概要

1 指針策定の目的

- (1) 発災時に、道後温泉旅館協同組合加盟の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）が、帰宅困難になった宿泊客を引き続き受け入れることにより、宿泊客の多くは元の宿泊施設で安心して交通機関等の復旧を待つことができる。
- (2) 宿泊客が宿泊施設で滞在できれば、道後地区近隣のターミナルや避難所に、帰宅困難になった宿泊客が殺到することはなく、大混乱や機能まひになる危険性を軽減でき、それぞれの役割に応じた適切な対応を行うことが期待できる。

2 指針の主な特徴

- (1) 発災で帰宅困難者が多く出の中で、宿泊施設に滞在している宿泊客を引き続き受け入れることで、県外観光客等に、安心して滞在してもらえる。
なお、指針の対象とする宿泊客は、次の3種類の方々としている。
 - ア 発災時に宿泊施設に滞在している、現宿泊客
 - イ 発災時にはチェックインしていないが、当日の宿泊を予約していた、宿泊予約客
 - ウ 発災時には既に宿泊施設をチェックアウトしていたが、周辺地域に滞在中で、発災により帰宅困難になり、元の宿泊施設での受け入れを希望する、元宿泊客
- (2) 個々の宿泊施設が発災で被害を受けた場合でも、組合加盟店が相互に協力して宿泊客を受け入れることで、組合組織の利点を生かした漏れのない対応が図れるようにしている。
- (3) 被災で本来のサービスが提供できなくなった場合は、宿泊料を原則無料にしている。
- (4) 大規模災害の発災に備えて、非常時に必要な設備や、備蓄物資の準備等にも言及し、実効性のある対応を求めている。
 - ア 電気・水道・都市ガスが途絶した場合の代替の確保
 - イ 一般的な通信手段が途絶した場合の代替通信手段の確保
 - ウ マンパワー（人的資源）の確保
 - エ 建物の安全性の確認（建築事務所等による安全審査）
 - オ 飲食等の提供（常時保有物資と非常用備蓄物資）
 - カ トイレの提供（水洗トイレ用水の確保と簡易トイレ等の整備）
 - キ 情報の提供（停電や電話利用が不可の場合の対応）

3 今後の対応

今回の対応指針は、道後温泉旅館協同組合や宿泊施設が対応する方向性を示したものであり、今後は、道後温泉旅館協同組合がこの対応指針に沿って、現場における実際の対応内容を、「対応計画」として具体的に定めることになっている。